

熊本地震 現地レポート

所属 都市計画部市街地整備課

氏 名 井 口 尚 幸

1 期間 平成 28 年 6 月 2 日（木）～6 月 11 日（土）の 10 日間
（静岡県派遣職員隊第 8 陣）

2 場所 熊本県上益城郡嘉島町

3 人員 19 名（静岡県職員 3 名、県内市町職員 16 名）

4 活動内容

（1）嘉島町の状況

嘉島町は熊本市の南部に位置し、また最大震度の震度 7 を観測した益城町に隣接している。人口は 9,183、世帯数は 3,396（平成 28 年 2 月末）。

熊本地震においては、嘉島町では最大震度 6 強を観測し、約 2,500 戸の住宅が被害を受けた。また、地震発生から約 1 ヶ月半が経過した派遣時点でも、350 人程度が指定避難場所となっている嘉島町民体育館で避難生活を送っていた。

派遣時点では、電気、水道等のライフラインも特に制限もなく使用でき、店舗も部分的ではあれ営業を再開していたため、生活には特段の不便は感じない程度には復旧が進んでいた。しかし、町の大半の家屋が被害を受けており、市街地では応急処置用のブルーシートで屋根を覆った家屋や、一見無傷のようだが不自然に傾いている住宅が目立ち、生活の再建にはかなりの時間を要するだろうという印象を受けた。

（2）業務内容

派遣職員は嘉島町役場に隣接した嘉島町民会館に、寝袋や避難所でも使用されている段ボールベッドを持ち込んで寝起きした。

業務は主に罹災証明の発行を担当した。静岡県派遣隊第 8 陣に割り振られた業務には、家屋被害調査、避難所支援、各種行政支援の総合窓口受付等があり、職務経験や保有資格により担当業務が決定された。

今回交付を担当した罹災証明は、住居等の家屋に被害を受けたことを証明するものであり、調査班の行う家屋被害調査の結果に基づき交付される。この罹災証明には家屋の被災状況が記載され、一定以上の被害判定で行政支援を受け



ることができる。

ただし、行政支援が受けられるといっても、あくまで基礎的な生活再建に関わるものであり、被害のすべてが補償されるわけではない。瓦や雨漏りによる畳等の修理程度であってもかなり費用がかかるし、建物の構造部に関わる修理が必要なケースでは、建て直しも検討しなければならないくらいの負担がある、との話も窓口対応の際に住民から聞いた。

また、自分の家に住み続けても安全なのかわからないとの話もあった。基礎のひび割れや家自体の軽度の傾斜は外から見て確認できるが、それらの被害がどれほど建物の安全性に影響を与えているかの判断ができず、住み続けるのが不安だとのことだった。

こうした声を聞き、災害直後の命を守る防災はもちろんのこと、災害後に生活を立て直していくために、財産を守る対策も自分自身で考えておくのが重要であると感じた。実際、大規模な補修によりかなりの費用が必要だが、災害保険等に加入しておらず、費用の工面に窮しているという住民も見受けられた。

(3) 派遣を終えて

大規模な地震が発生した際には、河川、道路の補修といったハード面の対策から、被害を受けた住民の避難地の運営等といったソフト面の対応まで、行政は本当に多くの業務を行うことになる。嘉島町職員の中には地震発生後から無休で業務にあたっている職員も珍しくなかったが、それでも災害後の様々な処理が追いついていないように見受けられた。

大規模な災害の際に、行政がどのような状況になるのかを実際に見ることができたのは、行政職員として有益であったと思う。一番実感したのは、どのような対策を行っても、災害を完全に防ぐことはできないということだった。だからこそ、少しでも災害後の混乱や被害を減らしていけるような対策に、こうした経験を生かしていければと思う。



総合窓口の様子



嘉島町役場